

薬事・食品衛生審議会
血液事業部
会
表
座
席

平成22年12月28日
厚生労働省共用第8会議室
午前10時から

薬事・食品衛生審議会薬事分科会

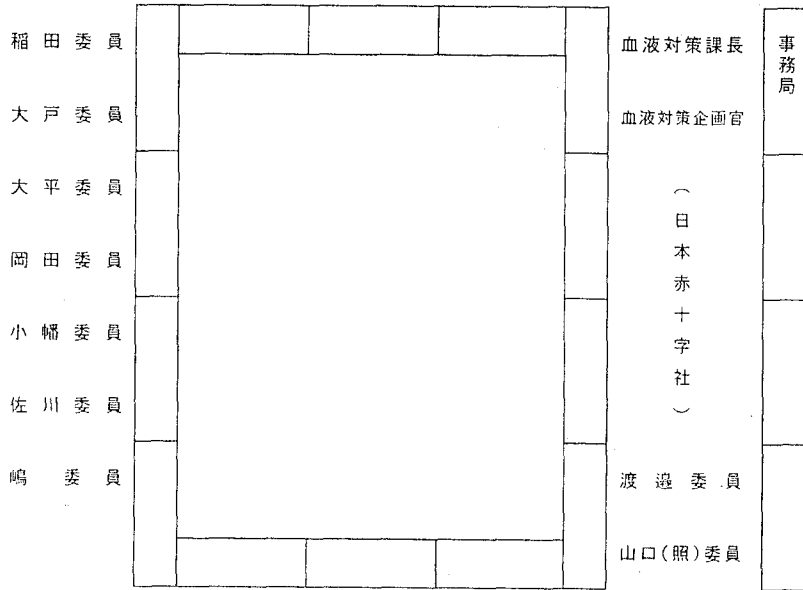
平成22年度 第1回血液事業部会 議事次第

日時:平成22年12月28日(火)10:00~12:00

場所:厚生労働省共用第8会議室(6階)

高部 医 審
橋会 薬 議
委長 食 官
員 品 長

速記



中 花 半 藤 三 委山
村 井 田 内 谷 口
委 委 委 委 委 (一
員 員 員 員 員 員)

(欠席委員5名)
朝倉委員 大石委員
鈴木委員 三村委員
吉澤委員

議題:

- 議題1-1 平成22年度献血推進調査会の審議結果について
- 議題1-2 平成23年度の献血の推進に関する計画(案)について
- 議題2-1 血漿分画製剤の供給のあり方に関する検討会について
- 議題2-2 平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画(需給計画)(案)について
- 議 題 3 平成22年度安全技術調査会の審議結果について
- 議 題 4 平成22年度適正使用調査会の審議結果について
- 議 題 5 平成22年度運営委員会の審議結果について
- 議 題 6 その他

配付資料:

委員名簿

議題1関連:

- 資料 1-1 献血推進調査会の報告
- 資料 1-2 平成23年度の献血の推進に関する計画(案)

議題2関連:

- 資 料 2-1 血漿分画製剤の供給のあり方に関する検討会 第1回会合(概要)
- 資 料 2-2 平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画(需給計画)(案)
- 資 料 2-3 平成23年度の原料血漿確保目標量(案)について
- 資 料 2-4 平成23年度都道府県別原料血漿確保目標量(案)について
- 資 料 2-5 平成21年度需給計画の実施状況(報告)
- 資 料 2-6 平成22年度需給計画の上半期の実施状況(報告)
- (参考資料2-1) 需給計画の状況(平成20年度~平成22年度)
- (参考資料2-2) 平成22年度需要見込関連表
- (参考資料2-3) 血漿分画製剤の自給率の推移(供給量ベース)【実績】
- (参考資料2-4) 主な血漿分画製剤の自給率の推移(供給量ベース)
- (参考資料2-5) アルブミン製剤の供給量(遺伝子組換え型含む)と自給率

傍 聴 席

- (参考資料2-6) 免疫グロブリン製剤の供給量と自給率
 (参考資料2-7) 血液凝固第Ⅷ因子製剤の供給量(遺伝子組換え型含む)と国内
 血漿由来製剤の割合

血液事業部会 委員名簿

議題3関連:

- 資料3-1 血液製剤のウイルスに対する安全性確保を目的とした核酸増幅検査
 (NAT)に必要とされる検出限界値について
 資料3-2 諸外国における NAT 検出感度について
 資料3-3 日本赤十字社で使用している NAT の感度について
 資料3-4 「血液製剤のウイルスに対する安全性確保を目的とした核酸増幅検査
 (NAT)に必要とされる検出限界値(案)」に関する意見募集について

議題4関連:

- 資料4-1 2009年輸血業務・輸血製剤年間使用量に関する総合的調査報告書
 資料4-2 「輸血療法の実施に関する指針」改定案について
 資料4-3 「血液製剤の使用指針」改定案について

議題5関連:

- 資料5-1 血液製剤及び献血に関する感染症報告事項について
 資料5-2 XMRVに関する報告について
 資料5-3 第63回 WHO 総会決議について
 資料5-4 研究開発等における血液製剤の使用に関する指針の策定について
 資料5-5 血液事業の広域運営体制について
 資料5-6 血小板製剤に対する感染性因子低減化(不活化)技術の導入準備等
 について
 資料5-7 フィブリノゲン製剤等に関する報告について
 参考資料1 血小板製剤に対する感染症因子低減化血小板の臨床試験に関する文
 献集
 参考資料2 血小板製剤に対する感染症因子低減化血小板の市販後調査及び観察
 研究に関する文献集
 参考資料3 感染因子低減化技術導入に係る費用対効果分析に関する文献集

氏名	ふりがな	現職
朝倉 正博	あさくら まさひろ	医療法人博業会理事長
稲田 英一	いなだ えいいち	順天堂大学医学部教授
○ 大石 了三	おおいし りょうぞう	国立大学法人九州大学医学部附属病院教授・薬剤部長
大戸 斉	おおと ひとし	福島県立医科大学輸血・移植免疫部教授
大平 勝美	おおひら かつみ	はばたき福祉事業団理事長
岡田 義昭	おかだ よしあき	国立感染症研究所血液・安全性研究部第一室長
小幡 純子	おばた じゅんこ	上智大学法科大学院長
佐川 公矯	さがわ きみたか	久留米大学医学部附属病院臨床検査部教授
嶋 緑 倫	しま みどり	奈良県立医科大学小児科教授
鈴木 邦彦	すずき くにひこ	社団法人日本医師会常任理事
◎ 高橋 孝喜	たかはし こうき	国立大学法人東京大学医学部附属病院輸血部教授・輸血部 長
中村 雅美	なかむら まさみ	江戸川大学メディアコミュニケーション学部情報文化学科教授
花井 十伍	はない じゅうご	ネットワーク医療と人権理事
半田 誠	はんた まこと	慶應義塾大学医学部輸血・細胞療法部長
幕内 雅敏	まくうち まさとし	日本赤十字社医療センター長
三谷 絹子	みたに きぬこ	獨協医科大学血液内科教授・輸血部長
三村 優美子	みむら ゆみこ	青山学院大学経営学部教授
山口 一成	やまぐち かずなり	国立感染症研究所血液・安全性研究部客員研究員
山口 照英	やまぐち てるひで	独立行政法人医薬品医療機器総合機構 生物系審査第一部 テクニカルエキスパート
吉澤 浩司	よしざわ ひろし	広島大学名誉教授
渡邊 治雄	わたなべ はるお	国立感染症研究所長

(計21名, 氏名五十音順)

◎部会長 ○部会長代理

平成 22 年度血液事業部会献血推進調査会

開催日

第 1 回 9 月 30 日 (木)

第 2 回 11 月 9 日 (火)

主な議題

1. 「献血構造改革」の結果について
2. 長期需給シミュレーションについて
3. 新たな中期目標の設定について
4. 平成 23 年度献血推進計画案の策定について
5. 普及啓発活動の評価について

資料

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1. 設置要綱 | 2 |
| 2. 委員名簿 | 3 |
| 3. 献血者数の推移 (平成 6 年度～平成 21 年度) | 4 |
| 4. 「献血構造改革」の結果について | 5 |
| 5. 長期需給シミュレーション | 6 |
| 6. 実献血率の推移 (平成 17 年度～平成 21 年度) | 14 |
| 7. 新たな中期目標について～献血推進 2014～ | 15 |

1. 目的

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭和 31 年法律第 160 号) において、血液製剤の安定供給が求められている。

そのためには、将来にわたって安定的に献血者を確保することが必要不可欠であることから、献血推進方策に係る諸事項を調査・審議することを目的として、薬事分科会規程第 4 条に基づき、血液事業部会の下に「献血推進調査会」を設置する。
2. 調査会の審議事項
 - (1) 献血推進に関する中長期目標の設定及びその達成状況の評価
 - (2) 普及啓発活動に関する検討及び効果の検証
 - (3) 「献血推進計画」案の策定
 - (4) その他、献血推進に関する事項
3. 調査会の組織
 - (1) 調査会の委員は、部会の委員、臨時委員及び専門委員の中から分科会長が指名する 15 名程度の委員をもって構成し、互選により座長を 1 名選出する。
 - (2) 調査審議にあたっては、議題の内容等に応じて、部会長の判断により他の委員または参考人に出席を求めることができる。
 - (3) 調査会における審議結果については、必要に応じ血液事業部会へ報告することとする。
4. 調査会のスケジュール

年 2 回程度の開催とする。
5. 事務局

調査会の事務は、医薬食品局血液対策課が行う。
6. その他

この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関して重要な事項は座長が定める。

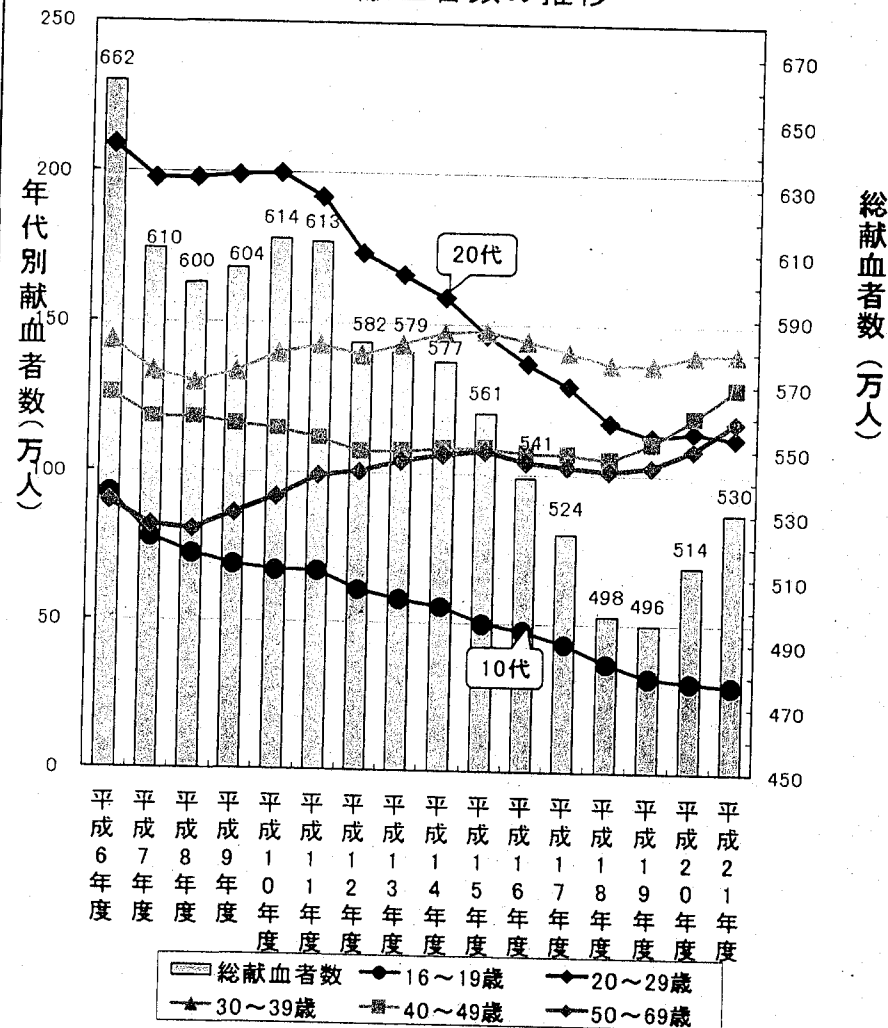
献血推進調査会委員名簿

氏名	ふりがな	現職
宇都木 伸	うつぎ しん	元東海大学専門職大学院実務法学研究科教授
○ 衛 藤 隆	えとう たかし	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所 母子保健研究部長
大平 勝美	おおひら かつみ	社会福祉法人はばたき福祉事業団理事長
小山 信彌	こやま のぶや	東邦大学医学部外科講座心臓血管外科教授
鈴木 邦彦	すずき くにひこ	社団法人日本医師会常任理事
竹下 明裕	たけした あきひろ	国立大学法人浜松医科大学医学部准教授・輸血細胞治療部長
田中 里沙	たなか りさ	株式会社宣伝会議編集室長
寺田 義和	てらだ よしかず	ライオンズクラブ国際協会330複合地区ガバナー協議会 薬物乱用防止委員会副委員長
花井 十伍	はない じゅうご	特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権理事
早坂 樹	はやさか たつき	全国学生献血推進実行委員会委員長
堀田 美枝子	ほった みえこ	埼玉県立浦和西高等学校養護教諭
村山 雪絵	むらやま ゆきえ	山形県健康福祉部保健業務課薬務主査
室井 一男	むろい かずお	自治医科大学附属病院輸血・細胞移植部教授
山本 シュウ	やまもと しゅう	ラジオDJ

○座長

(計14名、氏名五十音順)

献血者数の推移



平成 22 年 11 月 9 日

1. 経緯

少子高齢社会における血液の安定した供給体制を構築するため、平成 17 年度から、以下の 3 つの達成目標を掲げ、「献血構造改革」を推進してきた。

2. 「献血構造改革」の結果

項目	目標	H17 年度	H21 年度
(1) 若年層の献血者数の増加	10 代、20 代を献血者全体の 40% まで上昇させる	33.4%	26.8%
(2) 安定的な集団献血の確保	集団献血等に協力する企業を倍増させる	24,220 社	43,193 社
(3) 複数回献血の増加	複数回献血者を献血者全体の 35% まで上昇させる	27.5%	31.3%

(1) 若年層の献血者数については、様々な取組みにも関わらず、平成 17 年度に比較し、むしろ減少する結果となった。この要因として、10 代、20 代の人口の減少が挙げられるが、10 代については人口減少の速度を上回る速度で献血者が減少しており（10 代の献血率：平成 17 年度 8.1%→平成 21 年度 6.0%）、献血に触れあう機会の減少等が影響しているものと考えられる。一方で 20 代については、平成 19 年度まで減少傾向が続いたが、平成 20、21 年度の献血率は、前年を上回る結果となった。今後、若年層の献血者減少の要因をより詳細に分析・評価するとともに、10 代へ効果的な働きかけを行うことが、重要な課題となる。

(2) 企業献血については、目標値に到達しなかったものの、厳しい経済環境下にも関わらず、順調に増加してきた。「献血サポーターロゴマーク」についても、平成 18 年度末の 1,454 社から平成 21 年度末には 6,130 社まで配布企業が増加している。安定的な集団献血を確保する観点から、献血にご協力いただける企業を増やすことは、引き続き重要な取組みとなる。

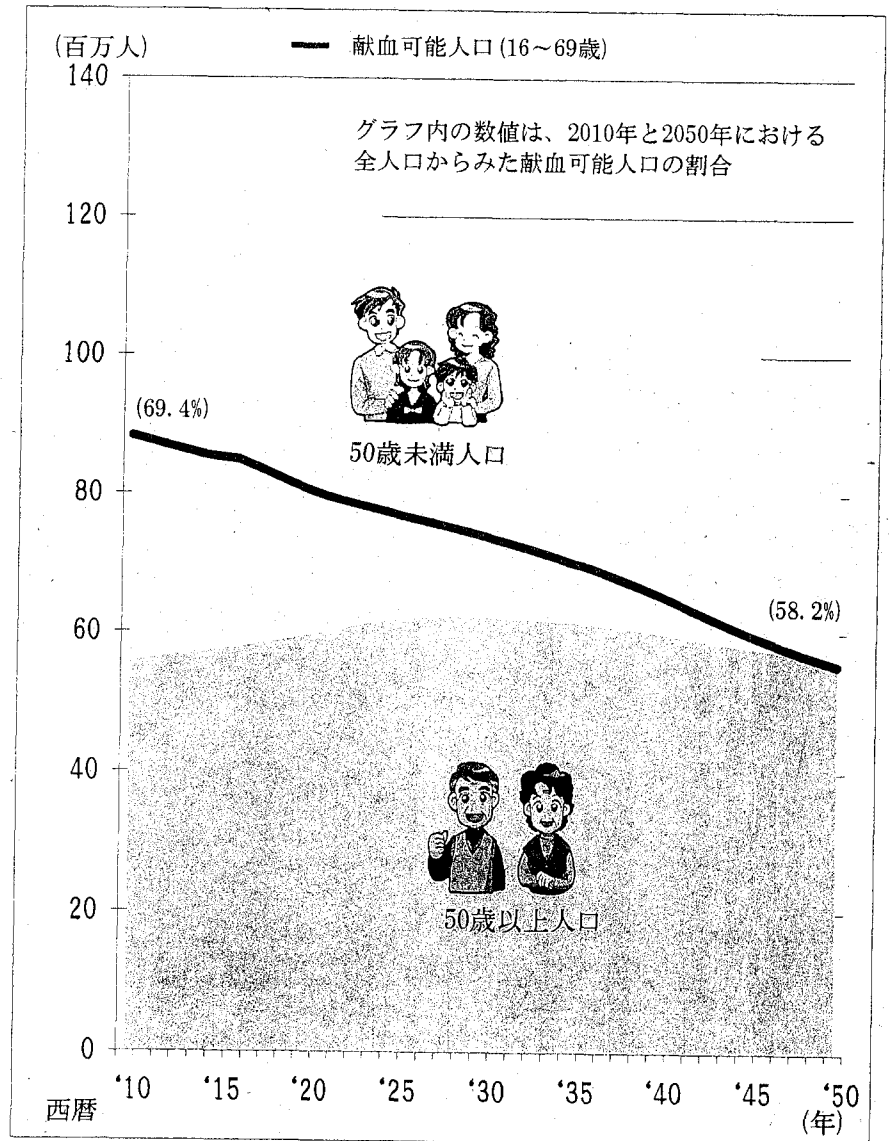
(3) 複数回献血者については、目標値に到達しなかったものの、着実に増加してきた。安定供給のみならず、血液の安全性の向上の観点からも、複数回献血者を更に増加させることは、重要な取組みとなる。

3. 今後の取組み

献血構造改革の結果を踏まえ、新たな中期目標のもと、引き続き献血推進に取り組むこととする。

わが国の将来人口と献血可能人口の推移

出生率中位(死亡率中位)の場合

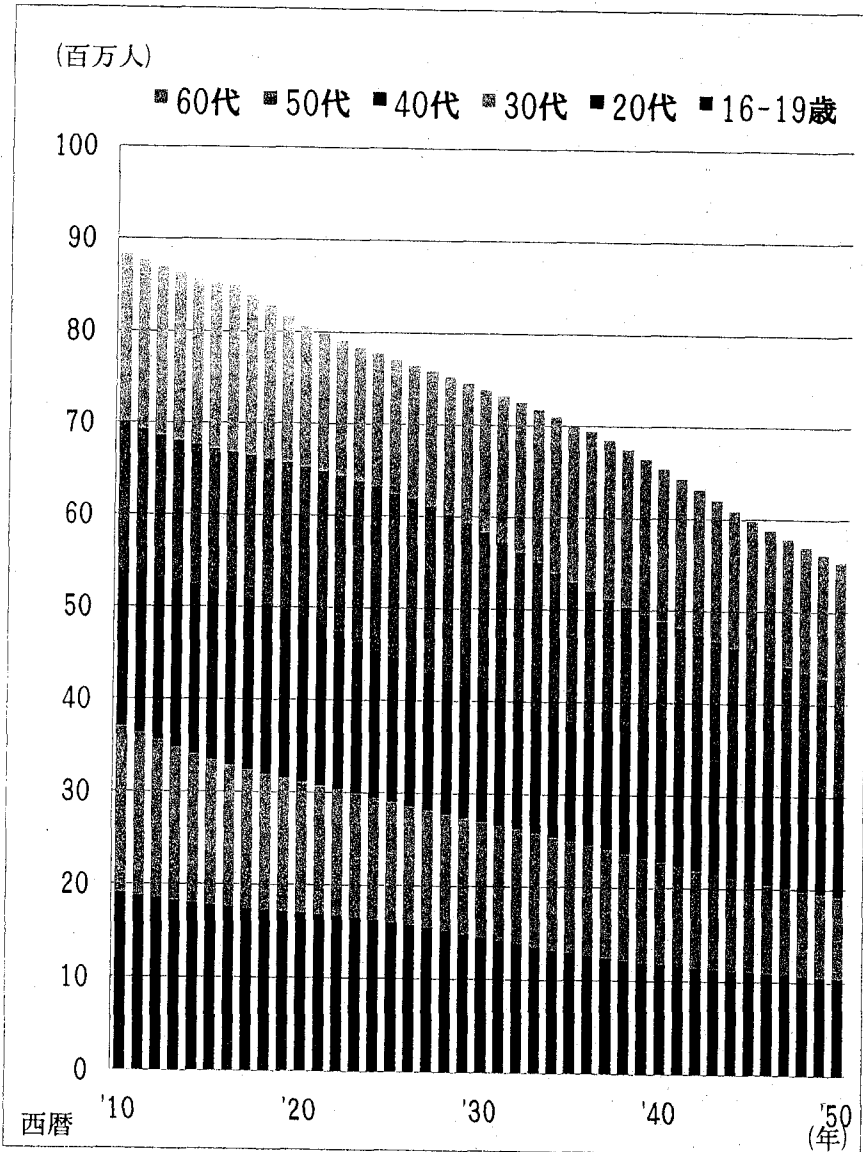


注) 将来人口推移は厚生労働省人口問題研究所の「平成18年日本の将来推計人口」に基づく。

グラフ 2

わが国の年代別献血可能人口の推移

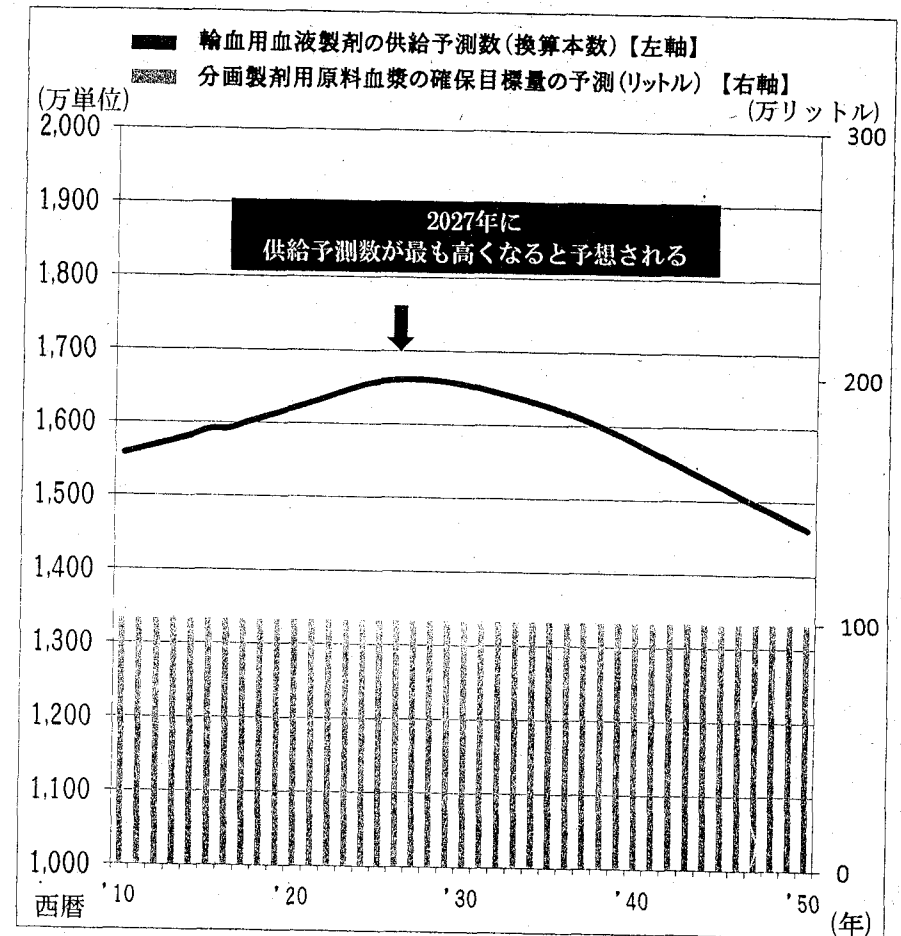
出生率中位(死亡率中位)の場合



注) 将来人口推移は厚生労働省人口問題研究所の「平成18年日本の将来推計人口」に基づく。

グラフ 3

供給予測数と原料血漿確保目標量のシミュレーション



東京都福祉保健局がまとめた2007年輸血状況調査結果によると、輸血用血液製剤の約85%が50歳以上の患者に使用されている。これに将来推計人口を用いて将来の輸血用血液製剤の供給予測数を算出すると、2027年に輸血用血液製剤の供給量のピークを迎えるというシミュレーションになる。

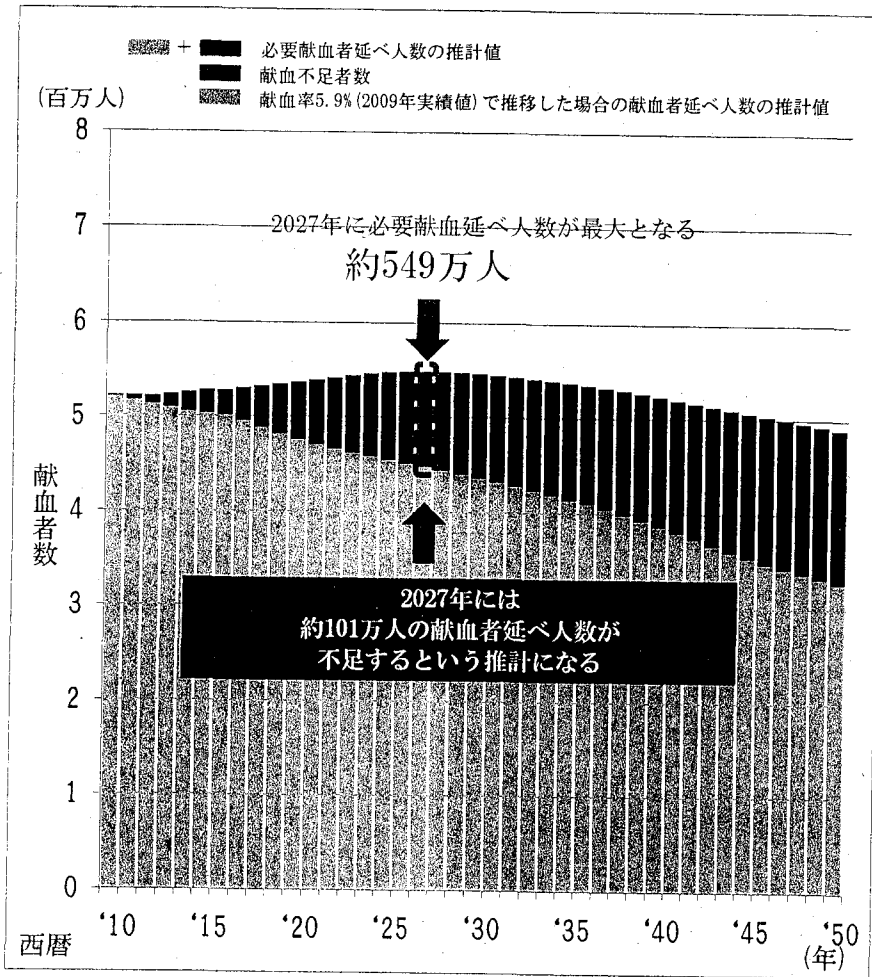
血漿分画製剤用原料血漿については、毎年100万リットルの確保量に設定し計算している。但し、血漿分画製剤の国内自給100%を達成するためには、その確保目標量は、約150万リットル必要になると推計される。この増加する50万リットル分を確保するためには、約111万人(血漿成分献血者1人当り450mLとして計算する場合)の献血者を上乘せする必要がある。

※ 当シミュレーションにおいては、全血採血由来の血漿製剤の単位数を含めていない。

必要献血者延べ人数のシミュレーション(I)

グラフ 4

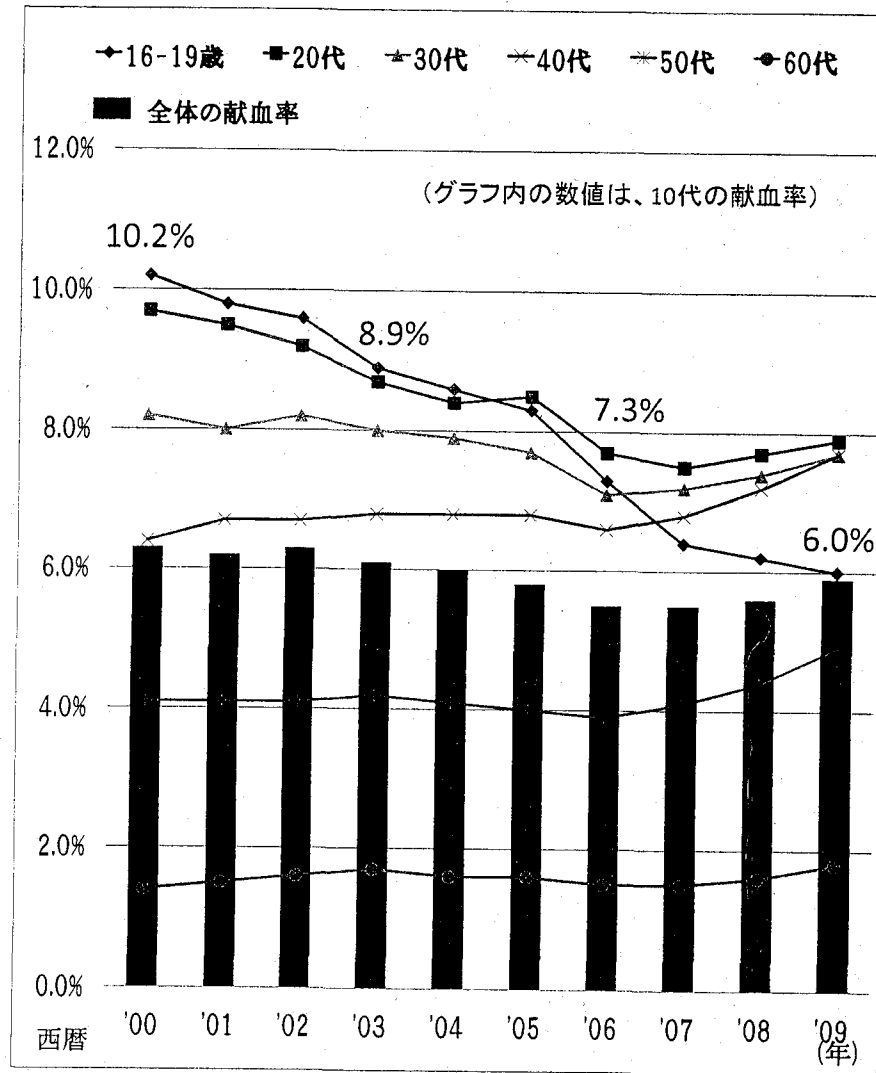
出生率中位(死亡率中位)の場合



東京都福祉保健局がまとめた2007年輸血状況調査結果と、将来推計人口を用いて将来の輸血用血液製剤の供給予測数を算出し、供給に必要な献血者数を算出すると、2027年には約549万人必要となるシミュレーションになる。
 また、2009年の献血率(=献血者延べ人数/献血可能人口)5.9%を今後も維持すると仮定し、将来推計人口より、仮定の献血者延べ人数を算出すると、2027年には、約101万人不足するというシミュレーションになる。

グラフ 5

過去10年間における年代別献血率の推移

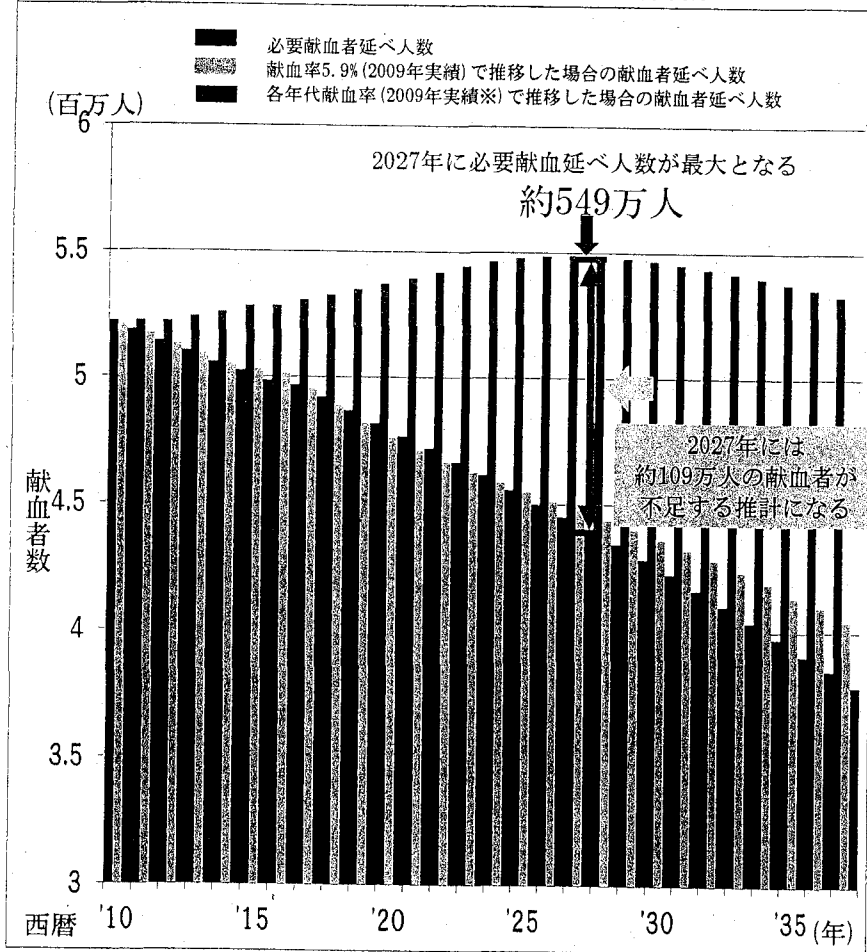


このグラフにおける献血率は、各年代の献血者延べ人数から献血可能人口を除いた数値である。

必要献血者延べ人数のシミュレーション(II)

グラフ 6

※ 2009年の年代別献血率(=献血者延べ人数/年代別人口) 出生率中位(死亡率中位)の場合
 16歳~19歳:6.0% 20代:7.9% 30代:7.7% 40代:7.7% 50代:4.9% 60代:1.8%

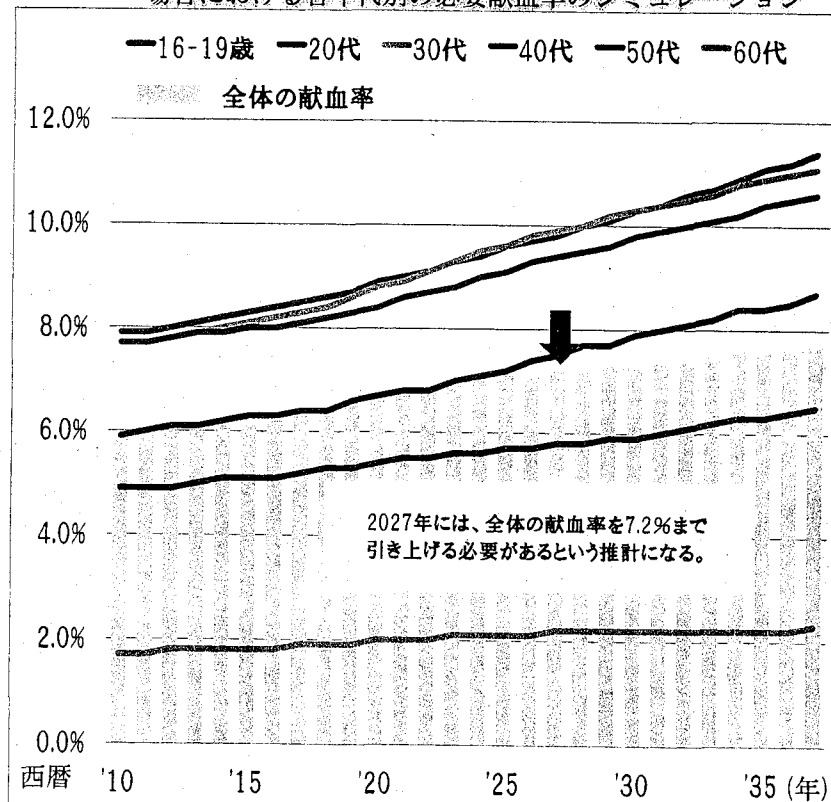


東京都福祉保健局がまとめた2007年輸血状況調査結果と、将来推計人口を用いて将来の輸血用血液製剤の供給予測数を算出し、供給に必要な献血者延べ人数を算出すると、2027年には約549万人必要となるシミュレーションになる。(グラフ4参照)

また、2009年の年代別献血率(=年代別献血者延べ人数/年代別人口)を今後も維持すると仮定し、将来推計人口より、仮定の献血者延べ人数を算出すると、2027年は、約440万人になると推計され、約109万人の献血者延べ人数が不足するというシミュレーションになる。

グラフ 7

2009年の年代別献血率を今後も維持すると仮定した場合において、不足する献血者延べ人数を全体(献血可能年齢層)で確保する場合における各年代別の必要献血率のシミュレーション



	2009年	2015年	2020年	2025年	2027年	2030年
16~19歳	6.0%	6.4%	6.7%	7.2%	7.5%	7.9%
20歳代	7.9%	8.4%	8.9%	9.6%	9.8%	10.3%
30歳代	7.7%	8.3%	8.8%	9.6%	9.9%	10.3%
40歳代	7.7%	8.1%	8.4%	9.1%	9.4%	9.8%
50歳代	4.9%	5.2%	5.4%	5.7%	5.8%	5.9%
60歳代	1.8%	1.8%	2.0%	2.1%	2.2%	2.2%
全体	5.9%	6.3%	6.6%	7.1%	7.2%	7.3%

※2009年は実績値

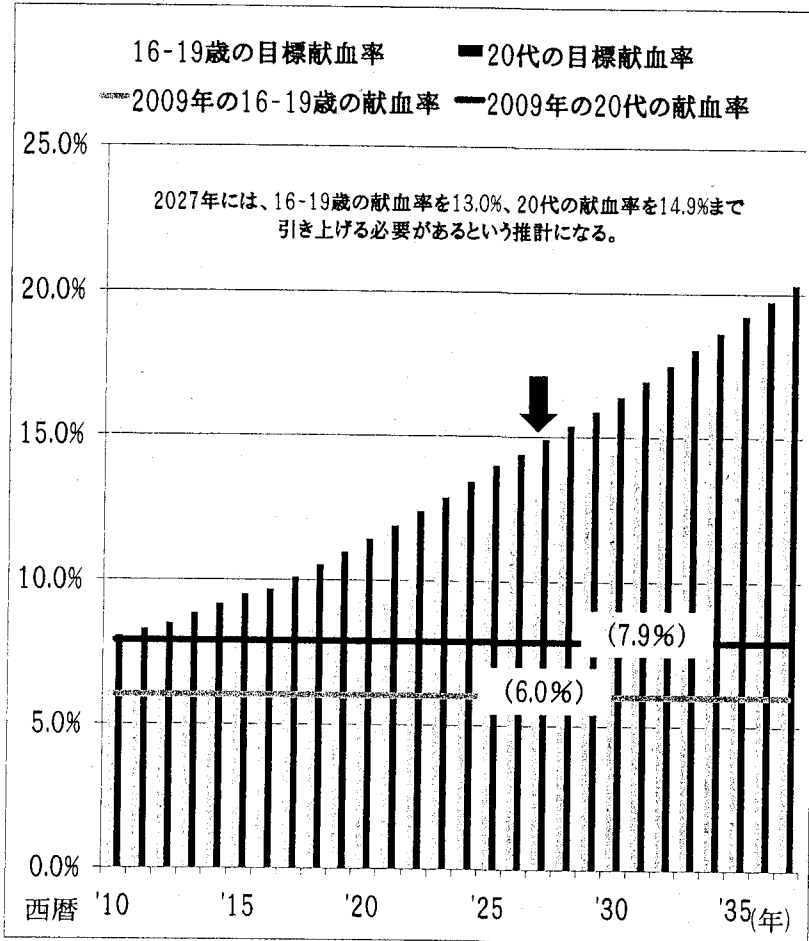
東京都福祉保健局がまとめた輸血状況調査結果と、将来推計人口を用いて将来の輸血用血液製剤の供給予測数を算出し、供給に必要な献血者延べ人数を算出すると、2027年には約549万人必要となるシミュレーションになる。(グラフ4参照)

また、2009年の年代別献血率(=年代別献血者延べ人数/年代別人口)を今後も維持すると仮定し、将来推計人口より、仮定の献血者延べ人数を算出すると、2027年は、約440万人になると推計され、約109万人の献血者延べ人数が不足するというシミュレーションになる。(グラフ6参照)

この不足した献血者延べ人数を、2009年の献血者数年代別構成比を用いて、各年代に不足する献血者延べ人数を按分し上乘せると、2027年には、全体の献血率を7.2%まで引き上げる必要があるというシミュレーションになる。

グラフ 8

2009年の年代別献血率を今後も維持すると仮定した場合において、不足する献血者延べ人数を若年層（10代-20代）のみで確保する場合における必要な若年層献血率のシミュレーション

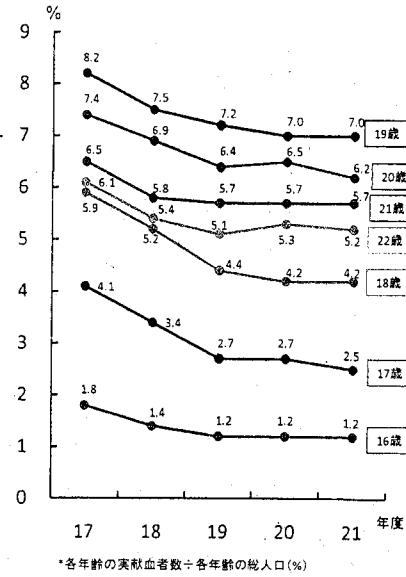


東京都福祉保健局がまとめた輸血状況調査結果と、将来推計人口を用いて将来の輸血用血液製剤の供給予測数を算出し、供給に必要な献血者延べ人数を算出すると、2027年には約549万人必要となるシミュレーションになる。(グラフ4参照)

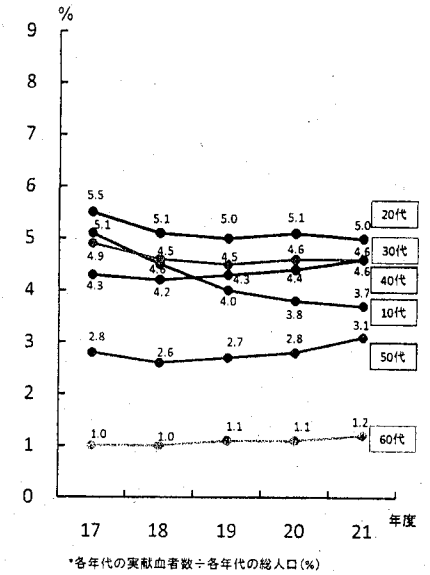
また、2009年の年代別献血率(=年代別献血者延べ人数/年代別人口)を今後も維持すると仮定し、将来推計人口より、仮定の献血者延べ人数を算出すると、2027年は、約440万人になると推計され、約109万人の献血者延べ人数が不足するというシミュレーションになる。(グラフ6参照)

この不足した献血者延べ人数を、16歳から19歳と20代の将来推計人口の比率で按分し不足する献血者数を上乗せすると、2027年には、16歳から19歳の献血率を13.0%、20代の献血率を14.9%まで引き上げる必要があるというシミュレーションになる。

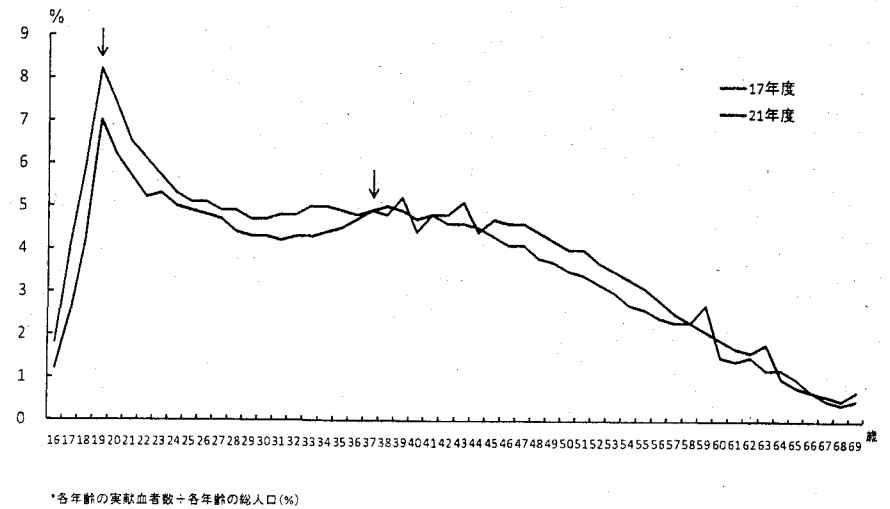
実献血率*の推移(16~22歳)



実献血率*の推移(年代別)



実献血率*の比較(平成17年度・21年度)



献血推進に係る新たな中期目標について
～献血推進 2014～

平成 22 年 11 月 9 日

1. 背景及び目的

病气やけがで血液を必要とする方が我が国には数多くおられるが、これらの血液は、国民の善意による無償の献血により支えられている。我が国の献血者は昭和 60 年度には延べ約 876 万人を数えたが、その後減少の一途をたどり、平成 19 年度には約 496 万人まで低下した。その後、平成 17 年度から 5 ヶ年の目標を立て実施した「献血構造改革」の取組み等により、平成 21 年度には約 530 万人まで回復したものの、10 代の献血率は依然低下傾向が続いており、高齢化により血液の需要の増加が見込まれる将来の安定供給が危ぶまれる状況にある。

日本赤十字社が実施した血液需給将来推計シミュレーションでは、現在の献血率（献血可能人口の献血率 5.9%）のまま少子高齢社会が進展すると、需要がピークを迎える平成 39 年（2027 年）には、献血者約 101 万人分の血液が不足することが示された。

こうした状況を踏まえ、将来に亘り血液の安定供給を行える体制を確保するため、平成 26 年（2014 年）度までの達成目標を以下の通り設定し、献血の推進を一層強力に実施することとする。〔献血推進 2014〕

2. 平成 26 年（2014 年）度までの達成目標

項目	目標	H21 年度
若年層の献血者数の増加	10 代（注 1）の献血率を 6.4%まで増加させる。	6.0%
	20 代の献血率を 8.4%まで増加させる。	7.8%
安定的な集団献血の確保	集団献血等に協力いただける企業・団体を 50,000 社まで増加させる。	43,193 社
複数回献血の増加	複数回献血者を年間 120 万人まで増加させる。	984,766 人

（注 1）10 代とは献血可能年齢である 16～19 歳を指す。

3. 重点的な取組みについて

上記の目標を達成するため、以下に掲げる事項に重点的に取り組む。

- ① 献血の意義を明確に理解していただく。
献血の意義や、献血血液の医療現場での使用状況について、国民が広く理解し

ているとは言い難い状況にあり、また、その理解を進めることが、献血意識を高めることにつながる事が示されている。献血推進にあたっては、献血の意義を国民に十分理解していただくことに努めるとともに、受血者の顔が見える取組みを一層強化する。

- ② 安定供給につながる若年層への対策に力を入れる。
10 代、20 代の献血者は、今後長期にわたり我が国の輸血医療を支える重要な世代である。

i) 10 代への働きかけ

10 代は、多くの献血者が人生で初めて献血を経験する世代である。平成 23 年 4 月 1 日の採血基準の改定及び平成 21 年 7 月改訂高等学校学習指導要領解説保健体育編における「献血」に関する記載を踏まえ、10 代の方々に献血の意義をよく理解していただき、初めての献血を安心して行っていただける環境の整備を一層図る。さらに、200ml 献血のあり方について、医療機関における使用実態等を踏まえ、検討を進める。

ii) 20 代への働きかけ

20 代には、献血を経験したことがある方が多くいるが、その後リピータードナーにならず、献血行動からドロップアウトする方が多い世代である。献血を体験した方が、献血の意義を深く理解され、長期にわたりリピータードナーになっていただける取組みを強化する。

これらの取組みの実施にあたっては、若年層献血者が多い諸外国での取組みも参考にしつつ、行うものとする。

- ③ 献血することにより心の充足感が得られる環境を整える。
献血は相互扶助の精神に基づく尊い行為であり、献血者一人一人の心の充足感が、活動の大きな柱となっている。そのため、献血に協力いただけた方々が、心の充足感をより得られ、安心快適に献血を行っていただける環境を一層整える。

平成 23 年度の献血の推進に 関する計画（案）

前文	1
第 1 節 平成 23 年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第 2 節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血に関する普及啓発活動の実施	1
(1) 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進	
(2) 献血運動推進全国大会の開催等	
(3) 献血推進運動中央連絡協議会の開催	
(4) 献血推進協議会の活用	
(5) その他関係者による取組	
2 献血者が安心して献血できる環境の整備	5
第 3 節 その他献血の推進に関する重要事項	5
1 献血の推進に際し、考慮すべき事項	5
(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
(2) 献血者の利便性の向上	
(3) 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進	
(4) 採血基準の在り方の検討	
(5) まれな血液型の血液の確保	
2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	6
3 災害時等における献血の確保等	6
4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価	6

平成 23 年 月 日

厚生労働省告示第 号

平成23年度の献血の推進に関する計画

前文

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める平成23年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第326号）に基づくものである。

第1節 平成23年度に献血により確保すべき血液の目標量

- 平成23年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.02万リットル、赤血球製剤5.4万リットル、血漿製剤2.7万リットル、血小板製剤1.7万リットルであり、それぞれ0.02万リットル、5.4万リットル、2.7万リットル、1.7万リットルが製造される見込みである。
- さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成23年度には、全血採血による1.45万リットル及び成分採血による6.2万リットル（血漿採血2.7万リットル及び血小板採血3.5万リットル）の計20.7万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成23年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血に関する普及啓発活動の実施

- 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保し、その国内自給を推進するとともに、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、対象となる年齢層や地域の実情に応じた啓発及び献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。
- 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。

このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかけることが求められる。

国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、病気やケガのために輸血を受けた患者さんや、そのご家族の声を伝える等により、血液製剤がこれが必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力することが必要である。

少子高齢化の進行による血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。

血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、平成22年1月27日に実施された英国滞在歴による献血制限の見直し及び平成23年4月1日に施行される採血基準の改正について、国民に対して広報を十分行い、献血への協力を求める必要がある。

これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため、幼少期も含めた若年層、企業・団体、複数回献血者に対して、普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を実施し、以下の取組を行う。

<若年層を対象とした対策>

- 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。
- 若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、同世代からの働きかけや、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、効果的な取組が必要である。
- 特に10代層への啓発には、採血基準の改正により、男性に限り400ミリリットル全血採血が17歳から可能となること等について情報を伝え、献血者の協力を得る。
- 子が幼少期にある親子に対し、血液の大切さや助け合いの心について、親子向けの雑誌等の広報手段や血液センター等を活用して啓発を行うとともに、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、地域の特性に応じて採血所に託児体制を確保する等、親子が献血に触れ合う機会を設ける。
- 国は、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材や中学生を対

象とした血液への理解を促すポスターを作成し、都道府県、市町村及び採血事業者と協力して、これらの教材等を活用しながら、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

- ・ 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボランティア活動推進の観点を踏まえつつ献血や血液製剤についての情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。
- ・ 採血事業者は、その人材や施設を活用し、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血出前講座」や血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村及び献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。
- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血ボランティアとの更なる連携を図り、大学等における献血の推進を促すとともに、将来、医療従事者になるようとする者に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

<50～60歳代を対象とした対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、年齢別人口に占める献血者の率が低い傾向にある50～60歳代の層に対し、血液製剤の利用実態や献血可能年齢等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、献血者の増加を図る。
- ・ 血小板成分採血について、採血基準の改正により、男性に限り69歳まで（ただし、65歳から69歳までの方については、60歳から64歳までの間に献血の経験がある方に限る）可能となることについて情報を伝え、献血者の確保を図る。

<企業等における献血の推進対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

<複数回献血者対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血者の協力が十分に得られるよう、平素から血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制を構築する。また、献血に継続的に協力が得られている複数回献血者の組織化及びサービスの向上を図り、その増加に取り組むとともに

に、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう取り組む。

<献血推進キャンペーン等の実施>

- ・ 国は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある400ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。
- ・ 都道府県、市町村及び採血事業者においても、これらの献血推進活動を実施することが重要である。また、市町村においては、地域における催し物の機会等を活用する等、積極的に取り組むことが望ましい。

② 献血運動推進全国大会の開催等

- ・ 国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求めるため、7月に献血運動推進全国大会を開催するとともに、その広報に努める。また、国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う。

③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催

- ・ 国は、都道府県、市町村、採血事業者、献血推進活動を行うボランティア組織、患者団体等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、献血推進運動中央連絡協議会を開催する。

④ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血や血液製剤に関する住民の理解と献血への協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、定期的に開催することが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。
- ・ 都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

⑤ その他関係者による取組

- ・ 官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易

にするよう配慮する等、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

2 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意し、献血者の要望を把握するとともに、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱えている不安等を払拭するため、採血の手順や採血後の過ごし方等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分にを行い、献血者の安全確保を図る。
- ・ 採血事業者は、採血所における地域の特性に合わせたイメージ作りや移動採血車の外観の見直し等、なお一層のイメージアップを図り、献血者の増加を図る。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

① 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低色素により献血ができなかった献血申込者に対して栄養士による健康相談を実施し、献血者の増加を図る。
- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、本人の同意の上、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。

② 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、安全性に配慮しつつ、効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性及び安全で安心な献血に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図る。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。

③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進

- ・ 国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携し、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者

の本人確認の徹底等の検査目的の献血の防止のための措置を講ずる等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。

④ 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しの検討を行う。

⑤ まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

⑥ 200ミリリットル全血採血の在り方の検討

- ・ 国は、200ミリリットル全血採血の在り方について、医療機関における使用実態等を踏まえ、検討を行う。

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずることが重要である。

3 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに、製造販売業者等の関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的又は長期的な効果及び進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- ・ 国は、献血推進運動中央連絡協議会等の機会を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活

用する。

献血推進計画 新旧対照表

平成23年度献血推進計画(案)	平成22年度献血推進計画
<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第10条第1項の規定に基づき定める平成23年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(平成20年厚生労働省告示第326号)に基づくものである。 <p>第1節 平成23年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.02万リットル、赤血球製剤5.4万リットル、血漿製剤2.7万リットル、血小板製剤1.7万リットルであり、それぞれ0.02万リットル、5.4万リットル、2.7万リットル、1.7万リットルが製造される見込みである。 さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成23年度には、全血採血による1.45万リットル及び成分採血による6.2万リットル(血漿採血2.7万リットル及び血小板採血3.5万リットル)の計20.7万リットルの血液を献血により確保する必要がある。 	<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第10条第1項の規定に基づき定める平成22年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(平成20年厚生労働省告示第326号)に基づくものである。 <p>第1節 平成22年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.02万リットル、赤血球製剤5.1万リットル、血漿製剤2.6万リットル、血小板製剤1.6万リットルであり、それぞれ0.02万リットル、5.2万リットル、2.6万リットル、1.6万リットルが製造される見込みである。 さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成22年度には、全血採血による1.39万リットル及び成分採血による6.3万リットル(血漿採血3.0万リットル及び血小板採血3.3万リットル)の計20.2万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

1

<p>第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成23年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p>1 献血に関する普及啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保し、その国内自給を推進するとともに、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、対象となる年齢層や地域の実情に応じた啓発及び献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高める必要がある。 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかけることが求められる。 	<p>第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>前年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、平成22年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p>1 献血に関する普及啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給を確保し、その国内自給を推進するとともに、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、対象となる年齢層や地域の実情に応じた啓発及び献血推進組織の育成等を行うことにより、献血への関心を高める必要がある。 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全性に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかけることが求められる。
--	--

<ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、<u>病気やケガのために輸血を受けた患者さんや、そのご家族の声を伝える等により、血液製剤がこれを必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力することが必要である。</u> <u>少子高齢化の進行による血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。</u> 血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、平成22年1月27日に実施された英国滞在歴による献血制限の見直し及び平成23年4月1日に施行される採血基準の改正について、国民に対して広報を十分行い、献血への協力を求める必要がある。 これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進 <p>血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため、幼少期も含めた若年層、企業・団体、複数回献血者に対して、普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を実施し、以下の取組を行う。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県、市町村、採血事業者及び医療関係者は、国民に対し、血液製剤がこれを必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施し、又はこれに協力するとともに、少子高齢化の進行による血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生に伴う献血制限等の献血をめぐる環境の変化、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。また、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、平素から様々な広報手段を用いて、国民に周知徹底する必要がある。 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、平成22年1月27日に実施された英国滞在歴による献血制限の見直し及び平成23年4月1日に施行される採血基準の改正について、国民に対して広報を十分行い、献血への協力を求める必要がある。 これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進 <p>血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため、幼少期も含めた若年層、企業・団体、複数回献血者に対して、普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を実施し、以下の取組を行う。</p>
--	--

3

<p><若年層を対象とした対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。 若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、<u>同世代からの働きかけや、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、効果的な取組が必要である。</u> <u>特に10代層への啓発には、採血基準の改正により、男性に限り400ミリリットル全血採血が17歳から可能となること等について情報を伝え、献血者の協力を得る。</u> 子が幼少期にある親子に対し、血液の大切さや助け合いの心について、親子向けの雑誌等の広報手段や血液センター等を活用して啓発を行うとともに、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、地域の特性に応じて採血所に託児体制を確保する等、親子が献血に触れ合う機会を設ける。 国は、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材や中学生を対象とした血液への理解を促すポスターを作成し、都道府県、市町村及び採血事業者と協力して、これらの教材等を活用しながら、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボラン 	<p><若年層を対象とした対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得るとともに、機能的な連携を図ることにより、若年層の献血や血液製剤に関する理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。 若年層への啓発には、若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、献血についての広告に国が作成した献血推進キャラクターを活用する等、効果的な取組が必要である。 子が幼少期にある親子に対し、血液の大切さや助け合いの心について、親子向けの雑誌等の広報手段や血液センター等を活用して啓発を行うとともに、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、地域の特性に応じて採血所に託児体制を確保する等、親子が献血に触れ合う機会を設ける。 国は、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材や中学生を対象とした血液への理解を促すポスターを作成し、都道府県、市町村及び採血事業者と協力して、これらの教材等を活用しながら、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボラン
---	---

4

ティア活動推進の観点を踏まえつつ献血や血液製剤についての情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

- ・ 採血事業者は、その人材や施設を活用し、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血出前講座」や血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村及び献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。
- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血ボランティアとの更なる連携を図り、大学等における献血の推進を促すとともに、将来、医療従事者になろうとする者に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

<50～60歳代を対象とした対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、年齢別人口に占める献血者の率が低い傾向にある50～60歳代の層に対し、血液製剤の利用実態や献血可能年齢等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、献血者の増加を図る。
- ・ 血小板成分採血について、採血基準の改正により、男性に限り69歳まで(ただし、65歳から69歳までの方については、60歳から64歳までの間に献血の経験がある方に限る)可能となることについて情報を伝え、献血者の確保を図る。

ティア活動推進の観点を踏まえつつ献血や血液製剤についての情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

- ・ 採血事業者は、その人材や施設を活用し、若年層へ献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明する「献血出前講座」や血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村及び献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。
- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血ボランティアとの更なる連携を図り、大学等における献血の推進を促すとともに、将来、医療従事者になろうとする者に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

<50～60歳代を対象とした対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、年齢別人口に占める献血者の率が低い傾向にある50～60歳代の層に対し、血液製剤の利用実態や献血可能年齢等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、献血者の増加を図る。

5

<企業等における献血の推進対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

<複数回献血者対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血者の協力が十分に得られるよう、平素から血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制を構築する。また、献血に継続的に協力が得られている複数回献血者の組織化及びサービスの向上を図り、その増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう取り組む。

<献血推進キャンペーン等の実施>

- ・ 国は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある400ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広

<企業等における献血の推進対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

<複数回献血者対策>

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血者の協力が十分に得られるよう、平素から血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制を構築する。また、献血に継続的に協力が得られている複数回献血者の組織化及びサービスの向上を図り、その増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるよう取り組む。

<献血推進キャンペーン等の実施>

- ・ 国は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させる等の利点がある400ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、都道府県及び採血事業者とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施するほか、血液の供給状況に応じて献血推進キャンペーン活動を緊急的に実施する。また、様々な広

6

報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

- 都道府県、市町村及び採血事業者においても、これらの献血推進活動を実施することが重要である。また、市町村においては、地域における催し物の機会等を活用する等、積極的に取り組むことが望ましい。

② 献血運動推進全国大会の開催等

国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求めるため、7月に献血運動推進全国大会を開催するとともに、その広報に努める。また、国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う。

③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催

国は、都道府県、市町村、採血事業者、献血推進活動を行うボランティア組織、患者団体等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、献血推進運動中央連絡協議会を開催する。

④ 献血推進協議会の活用

都道府県は、献血や血液製剤に関する住民の理解と献血への協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、定期的に開催することが求められ

報手段を用いて献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。

- 都道府県、市町村及び採血事業者は、これらの献血推進活動を実施することが重要である。

② 献血運動推進全国大会の開催等

国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求めるため、7月に献血運動推進全国大会を開催するとともに、その広報に努める。また、国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う。

③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催

国は、都道府県、市町村、採血事業者、献血推進活動を行うボランティア組織、患者団体等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、献血推進運動中央連絡協議会を開催する。

④ 献血推進協議会の活用

都道府県は、献血や血液製剤に関する住民の理解と献血への協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、定期的に開催することが求められ

7

る。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。

- 都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

⑤ その他関係者による取組

官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

2 献血者が安心して献血できる環境の整備

採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意し、献血者の要望を把握するとともに、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

採血事業者は、特に初回献血者が抱えている不安等を払拭するため、採血の手順や採血後の過ごし方等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図る。

- 採血事業者は、採血所における地域の特性に合わせたイ

る。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。

- 都道府県及び市町村は、献血推進協議会を活用し、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定のほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。

⑤ その他関係者による取組

官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

2 献血者が安心して献血できる環境の整備

採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意し、献血者の要望を把握するとともに、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

- 採血事業者は、採血所における地域の特性に合わせたイ

8

メージ作りや移動採血車の外観の見直し等、なお一層のイメージアップを図り、献血者の増加を図る。

- ・国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

- ① 血液検査による健康管理サービスの充実
 - ・採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を通知する。また、低色素により献血ができなかった献血申込者に対して栄養士による健康相談を実施し、献血者の増加を図る。
 - ・国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実が献血の推進に有効であることから、本人の同意の上、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。
 - ・都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。
- ② 献血者の利便性の向上
 - ・採血事業者は、安全性に配慮しつつ、効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性及び安全で安心な献血に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図る。
 - ・都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移

メージ作りや移動採血車の外観の見直し等、なお一層のイメージアップを図り、献血者の増加を図る。

- ・国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

- ① 血液検査による健康管理サービスの充実
 - ・採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を通知する。また、低比重により献血ができなかった献血申込者に対して栄養士による健康相談を実施し、献血者の増加を図る。
 - ・国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実が献血の推進に有効であることから、本人の同意の上、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。
 - ・都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。
- ② 献血者の利便性の向上
 - ・採血事業者は、安全性に配慮しつつ、効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性及び安全で安心な献血に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図る。
 - ・都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移

9

動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。

- ③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進
 - ・国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携し、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底等の検査目的の献血の防止のための措置を講ずる等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。
- ④ 採血基準の在り方の検討
 - ・国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しの検討を行う。
- ⑤ まれな血液型の血液の確保
 - ・採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。
 - ・国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。
- ⑥ 200ミリリットル全血採血の在り方の検討
 - ・国は、200ミリリットル全血採血の在り方について、医療機関における使用実態等を踏まえ、検討を行う。

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国

動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。

- ③ 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進
 - ・国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携し、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底等の検査目的の献血の防止のための措置を講ずる等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。
- ④ 採血基準の在り方の検討
 - ・国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行う。
- ⑤ まれな血液型の血液の確保
 - ・採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。
 - ・国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

2 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国

<p>及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずることが重要である。</p> <p>3 災害時等における献血の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに、製造販売業者等の関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入に協力する。 <p>4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的又は長期的な効果及び進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。 国は、献血推進運動中央連絡協議会等の機会を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。 採血事業者は、献血の受入れに関する実績、体制等の評 	<p>及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずることが重要である。</p> <p>3 災害時等における献血の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに、製造販売業者等の関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入に協力する。 <p>4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的又は長期的な効果及び進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。 国は、献血推進運動中央連絡協議会等の機会を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。 採血事業者は、献血の受入れに関する実績、体制等の評
--	--

<p>価を行い、献血の推進に活用する。</p>	<p>価を行い、献血の推進に活用する。</p>
-------------------------	-------------------------